

「検討会のとりまとめに向けた論点の整理について」（第5回検討会資料2（抄））

(1) 地方公共団体の特性に応じた加工基準等

① 地方公共団体の特性に応じた加工基準について

- 国の行政機関非識別加工情報の加工方法に関するガイドラインの内容を基本としつつ、地方公共団体の保有する個人情報の特性を踏まえたガイドラインを作成する。
- 具体的には、地方公共団体が、悉皆性のあるデータを保有する可能性があるという特性を踏まえ、レコード一部抽出(いわゆるサンプリングの手法を含む。)等の加工手法の例示を検討する。

第2回技術検討WGにおける対応

- 第1回技術検討ワーキンググループの検討を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)を基本に、地方公共団体に向けた解説として整理する。
- 上記内容を、今後とりまとめる予定の検討会報告書(案)に反映させるとともに、地方公共団体に対し、情報提供を行う。

規則第11条第1号の事例について

(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

○ガイドライン(行政機関非識別加工情報編) (抄) P11

【想定される加工の事例】

事例1) 氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

事例2) 氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。

- 1) 氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

○上記、加工の事例に、以下の内容を補足してはどうか。

※住所を〇〇県△△市◇◇町に置き換える場合は、生年月日を生年に置き換える。ただし、〇〇県△△市◇◇町の住民で同じ生年月の個人の数が少ないなど、特定の個人を識別する恐れがあるときは、生年を10年単位に丸める。

規則第11条第4号に関する補足について

(4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

○ガイドライン(行政機関非識別加工情報編) (抄) P14

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、行政機関非識別加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第11条第4号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第5号において必要な措置が求められることとなる。

○ 以下の内容の解説を加えてはどうか。

地方公共団体においても、規則第11条第4号の対象には、国と同様、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等に該当するか否かについて判断することとなる。なお、全国的な観点から見た場合に、必ずしも特異な記述であるとは認められないが、当該地方公共団体の区域においては、特異な記述であると認められる場合等も想定される。このような場合は、後述する規則第11条第5号の規定において求められる必要な措置を講じる等、規則第11条各号の規定を全て適用した上で、適切な加工が行われているかどうか留意し、対応することとなる。

規則第11条第5号の事例について

(5) 1号から4号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

○ガイドライン(行政機関非識別加工情報編)P15(想定される加工の事例)に以下の事例を補足してはどうか。

【記述等との差異の例】

・ある地域の年齢上の偏り:

未就学児の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある地域は、少子高齢化が進んでおり、未就学児にあたる6歳児未満の児童者数が少なく生年月を含む外部情報との照合による特定の個人の識別される恐れがある場合に、第1号に基づき、仮に生年月日を生年月に加工した場合、生年月に関わる差異を考慮して、必要生年のみにする。

(※)未就学児(0～5歳児)の生年月は12×6通りの72通りであり、対象年齢者数が少ない場合、特定の生年月の対象個人がわずかになる可能性が高くなるもの。

・学校の特定:

学校教育に関わる個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、各学校における学年とクラス数が含まれており、当該学年とクラス数の組み合わせから、学校を特定でき、特定の個人の識別につながるおそれがある場合に、各学校における各学年のクラスを識別できる記号やクラス数を削除する。

(※)一般に小中学校の場合、各学校におけるクラス数は必ずしも一定ではなく、さらに学年により相違することがある。この結果、学年とクラス数の組み合わせから、学校を特定できる可能性が高まると考えられる。

いわゆるサンプリングに関する説明について

○（別表1）行政機関非識別加工情報に関する手法例（P16）に以下を補足してはどうか。

（サンプリングに関する解説について）

地方公共団体が保有する個人情報、ある地域など当該対象に合致する住民の情報を網羅的に高い、つまり悉皆生が高いデータが多いという特質があり、それによる非識別加工情報から特定の個人の識別ができる可能性を考慮する必要がある。

ある者が非識別加工情報の対象となったデータに含まれる、ある特定の個人に関する差異を知っており、さらにその者がそのデータに関する非識別加工情報を保有した場合、

- ・ その者はその差異が非識別加工情報に含まれることがわかれば、非識別加工情報のその差異をもつ個人は、その特定の個人であると識別できる。
- ・ さらに、その者は非識別加工情報から、そのある個人に関するこれまで知り得なかった他の情報も知ることができる。

一方で、非識別加工情報への加工において他の個人情報に含まれる記述等との差異を予め見つけることは容易とは限らない。その差異による特定の個人の識別に至る可能性を低減する方法として、統計的手法のひとつ、サンプリング（標本抽出）がある。

個人情報を非識別加工情報に加工するときに、対象個人情報から無作為で一部の個人を選び、その個人に関する個人情報を削除しておくことにより、仮に非識別加工情報の中に、ある者が知り得る個人に関する差異と合致する情報が含まれても、その者が知り得る個人に関する個人情報は予め削除されている可能性があり、その個人に関する情報とは判断できなくなり、差異ある情報から特定の個人の識別に至る可能性を低減することができる。

非識別加工情報への加工・提供では、対象データに悉皆生が高い場合には特定の個人の識別に至る可能性が高いことを念頭に置かなければならず、さらに必要に応じてサンプリングなどの加工を行うべきである。